

学校法人千葉明德学園行動計画（女性活躍推進法）

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：女性の育児休業取得率は、現在90%以上である。
この取得率を今後も維持していくことを目標とする。
また、育児休業法の改正により、男性の育児休業取得について柔軟に対応することが可能となるため、取得率を10%上げることを目標とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 育児休業法の改正点について周知する。
 育児休業相談窓口を設置し、相談体制を整備する。
- 令和4年4月～ 教職員の育児休業取得事例をまとめる。
- 令和4年10月～ 育児休業法の改正点について周知する。
- 令和5年4月～ 育児休業取得率の算定を行う。